

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和5年9月4日

北海道石狩振興局長 増田弘幸

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

(1) 委託業務名

若者をターゲットとした「いしかり地域情報発信事業」

(2) 目的

石狩振興局管内は、道内の大学生の7割が集まるなど、若者が集中する一方で新規大卒者が道外企業へ就職する割合も高く、毎年約3,000人を超える若者（15～29歳）が首都圏に流出している。

このため、石狩振興局では産学官連携により、管内や首都圏の大学生等の地域活動を支援し、石狩地域への理解促進や愛着醸成を図るなど、若者の地元定着を目指した取組を推進しているところ。

本事業は、こうした取組によって生まれた若者の石狩地域への理解や愛着を「一時的なもの」として終わらせること無く、道外に転出した後も引き続き石狩地域との関わりの維持・強化を図るとともに、道外で暮らす若者と新たな関係を創出するため、管内大学卒業生等の若者（以下、メインターゲットという）をターゲットとした効果的な情報発信を行うもの。

(3) 委託業務の概要

ポータルサイト「きらり☆いしかり」の改修等

ア メインターゲットに向けた石狩地域の情報発信ページの新設（石狩地域との関わりの維持・強化）

当局が実施する大学生等の地域活動、各種交流活動の情報や、将来的な交流・関係・定住人口の創出につながる情報を掲載したページを新設し、メインターゲットの更なる地域理解の深化や関心の継続を図る。

- ・メインターゲットのニーズを的確に把握し、石狩地域との関わりの維持・強化に繋がる情報発信を行うページであること。

- ・当局が実施する若者事業の活動状況を学校ごとに掲載できる仕様とすること。

- ・その他の大学生等の地域活動や各種交流活動の情報が追加できる仕様とすること。

- ・各市町村のお祭りやイベント、ふるさと納税に関する情報などを掲載できる仕様とすること。

イ 企業関連の情報を集約したページ「働く」の新設（企業情報の拡充）

石狩管内企業の紹介やインタビュー記事の拡充等、石狩管内で働くことを検討するメインターゲットが求める企業情報等を充実させる。

- ・現在掲載されている「企業」「新しい働き方」等の企業関連の情報を集約すること。

- ・管内各市町村企業の魅力を伝えるインタビュー記事等を作成・拡充すること。

- ・例：石狩地域における新しい働き方としてコワーキング、ワーケーションの記事等を作成・拡充。

ウ メインターゲットを引きつけるサイトデザインの改修等（利便性の向上）

サイトデザインにおける視認性等をメインターゲットの需要にあわせ改修することにより、利用者が閲覧、活用しやすいサイト構成とする。

- ・例：各種情報掲載ページを市町村別に整理、スマートフォン等での閲覧を考慮したデザイン等。

エ その他

- ・本事業の趣旨やコンセプトを実現するために必要な付加機能があれば提案すること。
- ・メインターゲットとの関係維持のため、ポータルサイト「きらり☆いしかり」への効果的な誘導や、効果的な情報発信方法等があれば提案すること。
- ・ページ全体を通して、複数の利用者によるコメントや書き込み機能等の仕様(掲示板等)は不要であること。

(4) 履行期限 (契約期間)

契約締結の日 (10月下旬を予定) から令和6年 (2024年) 2月29日 (木) まで

2 サイトの仕様等

- (1) 「北海道公式ウェブサイトのウェブアクセシビリティに関するポリシー」を参考に、ウェブアクセシビリティに配慮すること。
- (2) サイト利用者の閲覧ブラウザ、OS (バージョン) は、改修時の最新版に対応していること。また、Google Chrome、Firefox、Safari、Microsoft Edge (全て最新版) での閲覧やサービスの利用等が支障なくできること。
- (3) サイトについては、「W3C (World Wide Web Consortium)」の最新勧告及び「ウェブコンテンツJIS (JISX8341-3:2016)」に準拠すること。
- (4) 写真や映像、イラスト等を積極的に活用し、魅力や情報がわかりやすく伝わるデザインとし、サイト全体に統一感を持たせること。なお、写真や映像、イラスト等の使用にあたり、著作権、肖像権等に関して権利者の許諾が必要な場合は、受託者において必要な権利処理を行うものとする。
- (5) セキュリティ対策は、「北海道情報セキュリティ基本方針」、「北海道情報セキュリティ対策基準」、「情報セキュリティガイドライン」を遵守すること。
- (6) ドメインは、既存のサイトで利用しているドメインを継続して利用すること。
- (7) サイトの通信は全てTLS (Transport Layer Security) にて暗号化を行うこと。なお、証明書は北海道で用意する証明書を使用して必要な設定を行うこと。
- (8) サイト利用者が情報を登録する機能 (アンケート回答、写真等) の実装が提案内容に含まれている場合は、当該登録情報のデータベースからCSV形式で抽出する機能を実装すること。
- (9) 保守管理業者と連携し、適切なセキュリティ対策を講じること。
- (10) 委託者がサイトのデザインやデータを柔軟に更新できる仕様とすること。

3 成果品

以下の成果品一式を電子媒体 (CD-R等) 及び紙媒体 (A4判) により、別途指示する期日までに各1部を提出すること。

ア 本事業の処理結果を記載した事業報告書

イ 改修したウェブサイトページ (サーバに格納され、システムとして稼働可能な状態)

ウ サイト構造設計書

エ プログラムデータ一式

オ 画像データ (高解像度のデータもあわせて納品すること。)

カ 管理運用マニュアル

4 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 単体企業又は複数企業等 (法人及び法人以外の団体を含む) による連合体 (以下「コンソーシアム」という。) 等とする。
- (2) 単体企業及びコンソーシアムの構成員等は、次のいずれにも該当すること。
 - ア 道内に本社又は事業所等を有する企業、特定非営利活動促進法 (平成10年法

律第7号)に基づく特定非営利活動法人、その他法人又は法人以外の団体であること(宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団の統制下にある団体を除く。)

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成4年9月11日付け局総第461号)に準じることとし、同要領第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

オ 暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 道税(個人道民税及び地方消費税を除く。以下に同じ。)

(イ) 本店及び事業所が所在する都府県の事業税(道税の納税義務がある場合を除く。)

(ウ) 消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと(当該届出の義務がない場合を除く。)

(ア) 健康保険法(大正11年法律第40号)第48条の規定による届出

(イ) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

ク コンソーシアムの構成員が単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

(3) コンソーシアムにおいては、(2)の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。

ア コンソーシアムを構成する企業等間に明確な契約が存在すること。

イ 会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

5 企画提案指示書の交付に関する事項

(1) 交付期間

令和5年9月4日(月)から令和5年10月3日(火)まで

(2) 交付方法及び場所

ア 北海道石狩振興局ホームページからのダウンロード

<http://www.ishikari.pref.hokkaido.lg.jp/>

イ 直接交付

交付場所は11に同じ

6 参加資格の審査

(1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、アからオまでに定めるところにより、4に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 提出書類 参加表明書、添付資料

イ 提出部数 1部

ウ 提出期限 令和5年(2023年)9月19日(火)17時必着

エ 提出場所 11に同じ

オ 提出方法 持参又は郵送(簡易書留又は書留のいずれかによる。)

(2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

7 企画提案書の提出期限、場所及び方法

(1) 提出書類 企画提案書、添付資料

- (2) 提出部数 6部(提案者名は1部のみ記載し、残り5部には提案者名を記載しないこと。)
- (3) 提出期限 令和5年(2023年)10月3日(火)17時必着
- (4) 提出場所 11に同じ
- (5) 提出方法 持参又は郵送(簡易書留又は書留のいずれかによる。)

8 提案の無効

4に掲げる資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

9 最良の提案をした者の選定方法

審査会を設置し、あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された企画提案書を評価し、最良の提案をした者(以下「特定者」という。)を選定する。

10 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

11 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道石狩振興局地域創生部地域政策課
- (2) 所在地 〒060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館5階
- (3) 連絡先 電話番号 011-795-9978(直通)担当:長岡、高田
FAX番号 011-232-1070

12 その他

- (1) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 審査結果及び特定者名は、公表する。
- (3) 詳細は、企画提案指示書による。
- (4) 企画提案書に関するヒアリングを実施する。ただし、提出件数が5件を超える場合には、書類選考を行う場合がある。